



女川町監査委員告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 5 項及び女川町監査基準（女川町監査委員訓令第 1 号）第 2 条第 2 項の規定により監査を行なったので、同法第 199 条第 9 項及び同監査基準第 17 条第 1 項の規定により、これを公表する。

令和 3 年 10 月 29 日

女川町監査委員 丸 岡 美 穂



女川町監査委員 佐 藤 誠



監査結果報告書

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期日等

期 日 令和3年10月21日(木)
場 所 女川町役場 3階 委員会室2
監査委員 丸岡 美穂・佐藤 誠一

3 監査の対象

今回はシステムの保守業務委託等に絞り、監査委員合議の上で2課、5業務委託を抽出の上監査した。

- (1) 総合住民情報システム機器保守点検委託(総務課)
- (2) 団体内統合宛名システム等保守業務委託(総務課)
- (3) 庁内システム等運用管理支援業務委託(企画課)
- (4) 情報系サーバ外部管理業務委託(企画課)
- (5) 統合型GISデータ追加更新業務委託(企画課)

4 監査の着眼点(評価項目)

業務委託が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

各所管課から監査調書として委託契約状況調べ及び関係資料を提出の上、業務委託の概要の説明を受け、質疑応答を行うという形で監査を行った。

6 監査の結果

今回監査した5つの業務委託については、概ね適正に運用されていると認められた。

(検討事項)

今回の監査対象5業務については、全て随意契約となっている。契約更新の際は、契約金額の精査、1社随意契約の見直しを検討されたい。

庁内システム等運用管理支援業務は、常駐の職員が1名以上とのことであるが、リモートにより常駐体制でなくとも対応可能な業務があると思われる。必要なときにのみ、出張対応など従前の契約形態の見直しも視野に入れた検討を期待する。